

## 健康はちのへ21ポイントアプリ（仮称） 開発等業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、健康はちのへ21ポイントアプリ（仮称）開発及びポータルサイト構築し運用を行うにあたり、受託事業者を選定するための公募型プロポーザル（企画提案方式）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

健康はちのへ21ポイントアプリ（仮称）開発等業務委託

#### (2) 業務の目的

市民が気軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるスマートフォン向け健康ポイントアプリを開発し、健康活動等に応じてポイントを付与するとともにインセンティブを提供することで、健康づくりに向けた行動を促し健康寿命延伸を目指すことを目的とする。

また、八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」における9つの「健康づくり戦略」を絡めたチャレンジ目標を設定することで、当該計画の普及啓発を図るとともに、市民の健康づくりを推進する。

#### (3) 業務内容

##### 【開発・構築業務】

- ①気軽に楽しく健康増進に取り組むことができるスマートフォン向けの「健康はちのへ21ポイントアプリ（仮称）」（以下「アプリ」という）の開発
- ②当該アプリと当市他課において導入予定である子育て支援向けアプリの双方を周知、ダウンロードする専用ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という）の構築
- ③アプリ及びポータルサイトを管理するためのシステム構築及び専用機器（パソコン）の配置
- ④管理者に対する操作研修及び操作マニュアルの作成・提供

##### 【保守業務】

- ①開発したアプリ及びポータルサイト等、運用開始後の保守業務
- ②アプリ運用開始後の利用者（市民）からの問い合わせ対応
- ③その他、アプリ等運用に関して必要な業務

※詳細は、「健康はちのへ21ポイントアプリ（仮称）開発等業務委託公募型プロポーザル仕様書」（別紙1）のとおり。

#### (4) 契約期間

##### 【開発・構築業務】

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

※令和5年3月1日（水）から稼働。

##### 【保守業務】

令和5年3月1日（水）から、年度毎に保守業務委託契約を締結する。

### 3 見積上限額（消費税及び地方消費税を含む）

#### 【開発・構築業務】

健康はちのへ 21 ポイントアプリ（仮称）開発等業務委託 11,027,000 円（総額）

#### 【保守業務】

健康はちのへ 21 ポイントアプリ（仮称）保守業務委託 262,000 円（月額）

本上限額は、開発・構築にかかる経費ならびにアプリ等稼働後の保守等経費の金額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 4 選定方式

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

#### （1）参加申込の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 申請時において、八戸市の指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれの申し立てもされていない者であること。
- エ 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- オ 国税及び八戸市税を滞納していないこと。
- カ 本プロポーザルへの参加申請時において、営業を営んでいる期間が1年以上の者であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- ク ~~過去5年間の間~~過去に、官公庁（国家機関、地方自治体及び独立行政法人）において実施された、本業と同種又はスマートフォン向けアプリ開発業務を受諾した実績を有すること。

#### （2）グループ申請を行う事業者に関する留意事項

- ① 複数の法人等がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人を定め、当該代表法人が申請を行うこと。なお、代表となる法人等は当該グループで責任割合が最大であること。
- ② グループ構成員のすべてが上記（1）アからキまでの資格を有すること。
- ③ グループ全体として、上記（1）クの資格を有すること。

#### （3）複数応募の禁止

- ① 単独で応募した事業者はグループ申請の構成員になることはできない。
- ② グループ構成員は、他のグループの構成員になることはできない。

## 6 選定までのスケジュール

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。  
ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

|              |               |
|--------------|---------------|
| 令和4年6月10日（金） | 公募開始          |
| 16日（木）       | 質疑書提出期限       |
| 20日（月）       | 質疑書への回答公表     |
| 27日（月）       | 参加申込書等提出期限    |
| 30日（木）       | プレゼンテーション実施通知 |
| 7月12日（火）     | 企画提案書等提出期限    |
| 20日（水）       | プレゼンテーション実施   |
| 27日（水）       | 選定結果通知        |
| 8月上旬頃        | 契約締結          |

## 7 質問の受付および回答

本業務に関し質問がある場合は次のとおりとし、他の方法による質問は一切受け付けない。  
また、本業務に直接関係する質問にのみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しない。

- (1) 質問方法 電子メール（到達を電話で確認すること。）
- (2) 質問様式 質疑書（様式2）※本業務に関する全般的な質問を対象とする。
- (3) 提出期限 令和4年6月16日（木） 午後5時（厳守）
- (4) 送信先 八戸市健康部保健所健康づくり推進課代表メール  
E-mail:kenko@city.hachinohe.aomori.jp
- (5) 回答方法

質問と回答は、令和4年6月20日（月）までの間に随時、八戸市公式ホームページで公開する。

## 8 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社の概要（任意様式）
- ③ 商業登記簿謄本（写しでも可）
  - ・所轄の法務局が発行したものを提出のこと。
  - ・全部事項証明書の「履歴事項証明書」または「現在事項証明書」を提出のこと。
  - ・参加申込日から遡って3か月以内に発行されたものを提出のこと。
- ④ 国税及び市税を滞納していないことを証明する書類（直近事業年度分）
  - ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税法通則施行規則別紙9号書式その3の3）
  - イ) 八戸市税に係る納税証明書

※国税及び市税の納税証明書は本社（本店）名義のものとし、参加申込日から遡って3か月以内に発行されたものを提出のこと。

※八戸市内に本社（本店）もしくは営業所等がない場合は、イ）の提出は不要とする。

⑤ 直近5年以内に、官公庁（国家機関、地方自治体及び独立行政法人）において実施された、本業と同種又はスマートフォン向けアプリ開発業務を受諾した実績を有すること証する書類（様式3及び契約書の写し、履行証明書等）

⑥ その他

・令和4年度八戸市競争入札参加資格を有する者は、③および④については提出不要とする。

・グループ申請の場合は、構成するすべての法人について②から⑤までを提出のこと。

・グループ申請の場合は、グループ構成員表兼委任状（様式5）を提出のこと。

(2) 提出期限 令和4年6月27日（月）午後5時（厳守）

(3) 提出場所 八戸市健康部 保健所 健康づくり推進課

〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号（八戸市総合保健センター3階）

電話 0178-38-0710（直通） FAX 0178-38-0735

(4) 提出部数 各6部（各様式において正本1部のみ押印し、残りの5部は複写可）

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

## 9 企画提案書等の提出

企画提案書等は、「企画提案書等作成要領」（別紙4）に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書

イ 企画提案書の形態はA4版で様式自由とする。部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 工程表

A4版とし、様式は自由とする。

エ 見積書

A4版とし、様式は自由とする。ただし、宛名は八戸市長とし、アプリ及びポータルサイト（開発・構築・機器購入）経費と保守（運用保守と問い合わせ対応業務）経費（月額）を提示すること。

(2) 提出期限 令和4年7月12日（火）午後5時（厳守）

(3) 提出場所 8の(3)に同じ。

(4) 提出部数 6部（1部ずつファイリングして提出のこと。）

(5) 提出方法 8(5)に同じ。

## 10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- ①提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- ②提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- ③審査の公平性を害する行為があった場合。
- ④複数の提案を行った場合。
- ⑤見積金額が見積上限額を上回る場合。
- ⑥本業務に関する事で審査委員に接触を求めた場合。

## 11 企画提案のプレゼンテーションおよび質疑応答

次により、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) 予定日 令和4年7月20日(水)
- (2) 時間、場所 参加資格要件適合者に後日通知する。
- (3) 持ち時間等 40分(説明30分、質疑応答10分)以内(変更する場合があります。)
- (4) 説明 提出した企画提案書等の範囲を逸脱しないこと(質疑応答を除く)。  
なお、当日の追加資料の提出は認めないが、提案書の要約である説明用のスライドを印刷したものは許容する。
- (5) 説明者 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。なお、他の者の同席は2名まで認める。
- (6) 使用機器等 プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。  
なお、プロジェクターの接続はHDMI端子で行いますので、プロジェクターを使用する場合は、HDMI端子に接続可能なパソコン等を持参すること。

## 12 契約予定事業者の選定

次の(1)から(2)の方法で選定を行う。

- (1) 選定  
選定は、以下の八戸市職員5名により行うものとする。  
健康部職員(5名)
- (2) 選定方法
  - ①選定方法は、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、次の表に掲げる項目を採点することにより、順位を決定する。
  - ②採点では、評価項目1から4については(1)で掲げる者がそれぞれ評価を行い、評価項目5については、見積金額により一律に評価を行い、合計点数をその事業者の評価点数とする。
  - ③評価点数が最高となった事業者を候補者とするが、評価点数の満点の6割の基準点(660点)を超えていない者は候補者とししない。
  - ④評価点数が同点の場合は、評価項目5の評価点が高い事業者を候補者とする。
  - ⑤本プロポーザルに参加する事業者が1事業者のみの場合においても一連の審査を実施し、評価点数が基準点(660点)を超えていることを条件として、その事業者を候補者とする。  
なお、見積額が見積上限額を超えている場合は失格とする。

選定評価項目（詳細は別紙5「事業者選定基準」2-（3）のとおり）

| No. | 評価項目               | 配点          |
|-----|--------------------|-------------|
| 1   | 全体的な内容             | 250点（50点×5） |
| 2   | アプリ及びポータルサイトの内容・機能 | 350点（70点×5） |
| 3   | 業務効率化              | 100点（20点×5） |
| 4   | アプリ及びポータルサイト運用・保守  | 300点（60点×5） |
| 5   | 提案価格               | 100点（一律）    |
| 合 計 |                    | 1,100点（－）   |

### 13 選定結果

各提案者に係る選定結果（評価点数と順位）は、令和4年7月27日（水）に書面で通知する。

また、契約候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を八戸市公式ホームページで公表する。なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

### 14 契約の締結

前述により選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、評価点数の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

### 15 その他

- ①企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ②提出書類は返却しない。
- ③提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- ④提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- ⑤参加申込書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届（様式4）を提出するものとする。
- ⑥提出された企画提案書等は、八戸市情報公開条例（平成14年3月27日条例第6号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ⑦提出された書類等は、審査および説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- ⑧応募者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。
- ⑨本プロポーザル終了後に、候補者から辞退の申し出があった場合、又は候補者が不適合であると判断された時は「契約書」を取り交わさない場合がある。  
この場合において、八戸市は損害賠償の責を負わないものとする。
- ⑩この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

### 16 担当部署（書類提出・問合せ先）

八戸市 健康部 保健所 健康づくり推進課 健康推進グループ（担当：渡部・田端）  
〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号（八戸市総合保健センター3階）  
電話 0178-38-0710（直通） FAX 0178-38-0735  
E-mail:kenko@city.hachinohe.aomori.jp